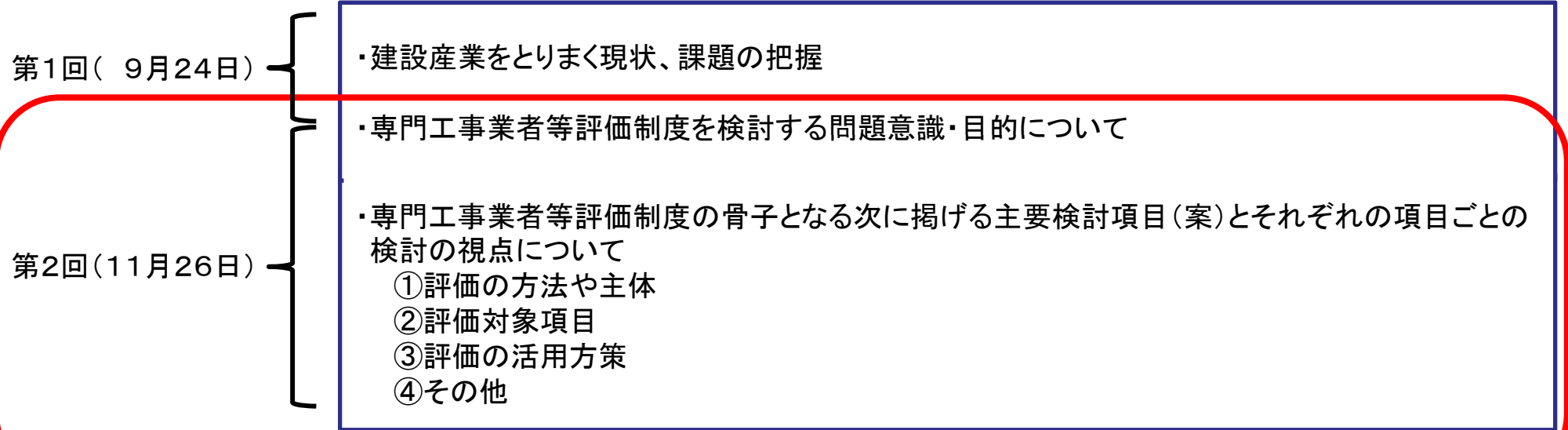
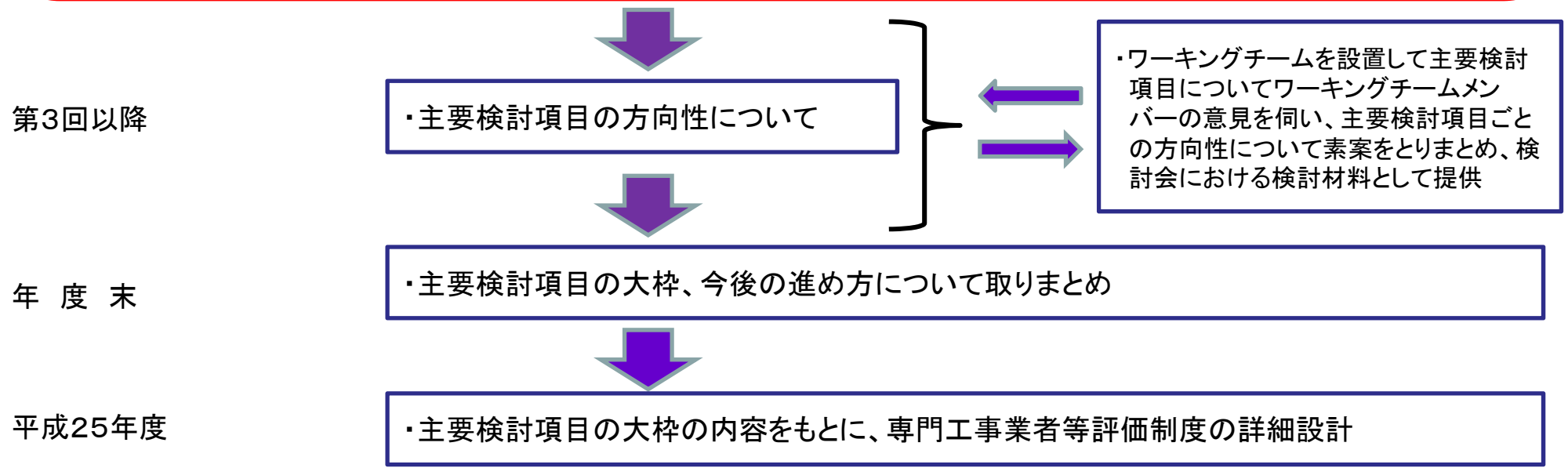


専門工事業者等評価制度について



※今回ご議論いただきたい事項



制度の目的

- 制度の目的や活用方策、そしてそれが技能労働者の確保・育成にどうつながっているのか明確にすべき。

検討の視点

- 工事の施工力は元請と下請の総合力で決まるが、現在の公共工事では元請だけ評価していることから、現場の第一線で活躍している専門工事業者等の取組を評価して表に出すことが必要。
- 制度の仕組み方によっては副作用もあるので、バランスの取れた制度設計が必要。
- バランスが取れ、ダンピング対策にもなり、お金がしっかりと回る、実現可能性の高い仕組みとすべき。
- 専門工事業者等の取組を評価するに際しては、まずは職人を評価し、その職人を継続的に雇用している専門工事業者等を評価するという順番で整理すべき。
- 専門工事業者は個人企業から上場企業まで幅が広いので、評価項目の設定に際して留意すべき。

経営事項審査との関係

- どのような評価項目を設定するかは専門工事業者の企業経営の方針に関わる。業界のニーズにマッチする評価項目をセットすることが重要。例えば、経営事項審査を必要としていない会社もあり、経営事項審査にとらわれずに人にスポットを当てた指標が必要。
- 経営事項審査など既存制度の活用の可否を検討すべき。

現状

- 建設投資の減少により、社会保険等の法定福利費や技能労働者の育成に係る費用など、将来的な建設産業の継続に不可欠な経費までをも対象とした行き過ぎた価格競争やダンピング受注
- 下請契約の当事者間における交渉力の格差等による下請契約の片務性等が相まって、専門工事業者や技能労働者へのしわ寄せ
- 技能労働者の非社員化・非常勤化等による賃金の低下など就労環境の悪化及びこれによる若年入職者の減少・就業者の高齢化



問題意識

- 建設産業において、将来的には技術者や技能労働者の量・質の不足が恒常化し、これにより、建設産業の基礎体力(施工力)が低下し、将来にわたって工事の適正施工と品質を確保することが困難になるのではないか。
- このため、実際に工事を行う専門工事業者において、技術者・技能労働者の雇用が確保されるとともに、これらの就労環境が改善されることが必要ではないか。





大目的

- ・将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業を構築すること
- ・将来にわたって工事の品質を確保すること



中目的

そのためには様々な対策が総合的に講じられる必要があるが、建設工事の現場を支える「担い手」に着目すると、

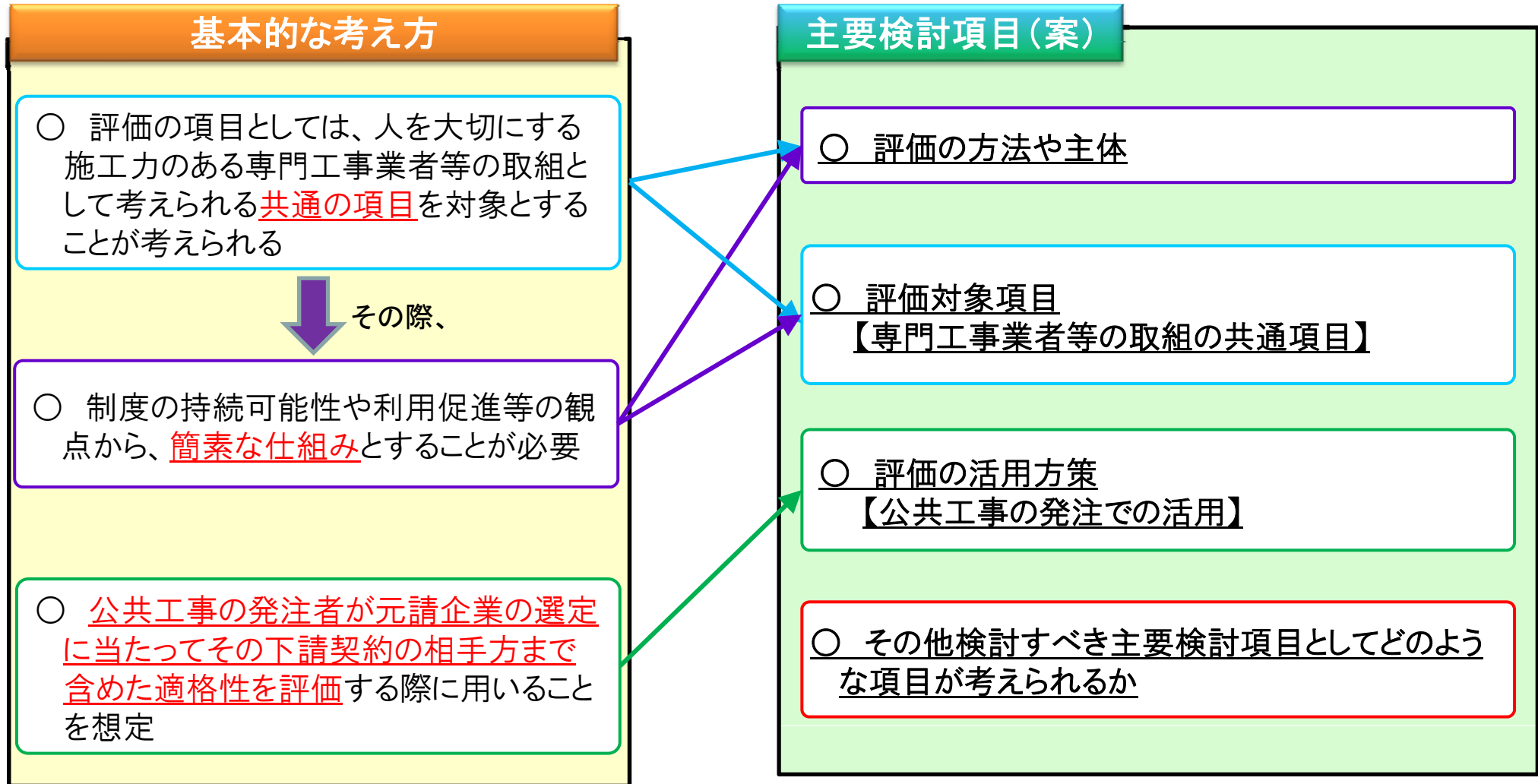
- ・実際に現場で工事を施工し、工事の品質を左右する「担い手」=職人(技能労働者等)が確保・育成される環境を整えること
- ・そのためには、一定数の技能労働者等を継続的に雇用・育成し(人を大切にする)、その結果として将来にわたって施工力を確保し得る(施工力のある)専門工事業者等が、短期的な価格競争で排除されることなく建設市場において生き残り、能力を発揮できること



達成手段

これらの目的を達成するためには、

- ・技能労働者等を継続的に雇用・育成し、施工力のある専門工事業者等が、建設市場において生き残り、その能力を発揮するためには、人を大切にする施工力のある専門工事業者等に仕事が行くことが必要ではないか。
- ・専門工事業者等と契約を締結するのは多くの場合は元請企業であり、元請企業がコスト面のみにとらわれず、人を大切にする施工力のある専門工事業者等との契約を後押しする仕組みが必要ではないか。
- ・そのためには、まずは公共工事の発注者が元請企業の選定にあたり、人を大切にする施工力のある専門工事業者等を活用する元請企業を評価するような仕組みが必要ではないか。



※「建設産業の再生と発展のための方策2012」より抜粋

本年度の検討事項

ワーキングチームを設置して主要検討項目についてワーキングチームメンバーの意見を伺い、主要検討項目ごとの方向性について素案をとりまとめ、検討会における検討材料として提供し、主要検討項目ごとの方向性を取りまとめる

○「評価の方法や主体」の検討に際しての視点

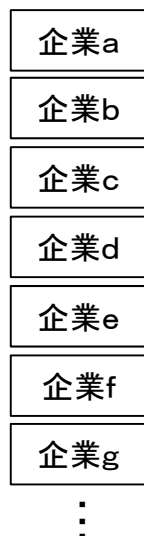
- ・人を大切にする施工力のある専門工事業者等を評価する方法として、制度の持続可能性や利用促進等の観点から、簡素な仕組みとすることが必要であることも踏まえ、公共工事の発注に際し、誰がどのように評価する仕組みが考えられるか。



- ・現場で動く制度とすることが必要であることを踏まえると、経営事項審査のように第三者機関が評価し、手数料を払う仕組みは、対象が元請企業よりも数が多く規模も多様な専門工事業者等であることから実現可能性に鑑みると容易ではないのではないか。このため、まずは、各専門工事業者等ごとに評価項目の内容をとりまとめることが現実的ではないか。
- ・元請企業と人を大切にする施工力のある専門工事業者等との契約を後押しする仕組みとすることを踏まえると、元請企業が、これまで契約経験のない専門工事業者等を含め、その取組を容易に把握できる方法で確認できることが必要ではないか。
- ・モデル的試行を行いながら、制度の枠組や手続きを検証しつつ、制度の適用拡大を図っていくべきではないか。

イメージ

(専門工事業者等)



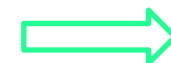
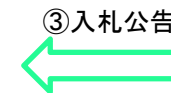
①各企業ごとに評価項目の内容をとりまとめ

②元請企業は、これまで契約経験のない企業を含め、人を大切にする施工力のある専門工事業者等の取組を容易に把握できる方法で随時確認

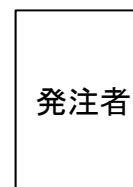


④専門工事業者等の取組の真実性や正確性が容易に確認できる書類を提出

(元請企業)



⑤専門工事業者等の取組の真実性や正確性が容易に確認できる書類を提出



○「評価対象項目」の検討に際しての視点

・専門工事業者の業種は幅が広いものの、実際に現場で工事を施工し、工事の品質を左右する「担い手」=職人(技能労働者等)が確保・育成され、将来にわたって工事の品質が確保される環境を整えることは、建設産業における共通の課題



現場で動く制度とするためには簡素な仕組みとすることが必要であることを踏まえ、

・まずは、人を大切にする施工力のある専門工事業者等の取組として考えられる共通の項目を対象としてはどうか。

・専門工事業者等評価制度は、実際に現場で工事を施工し、工事の品質を左右する「担い手」=職人(技能労働者等)を確保・育成し、将来にわたって工事の品質を確保するための制度



・抽象的には「技能労働者等を継続的に雇用・育成し、将来にわたって施工力を確保し得る専門工事業者等を評価する制度」と定義されるものの、具体的にはどのような専門工事業者等の取組を評価するか。



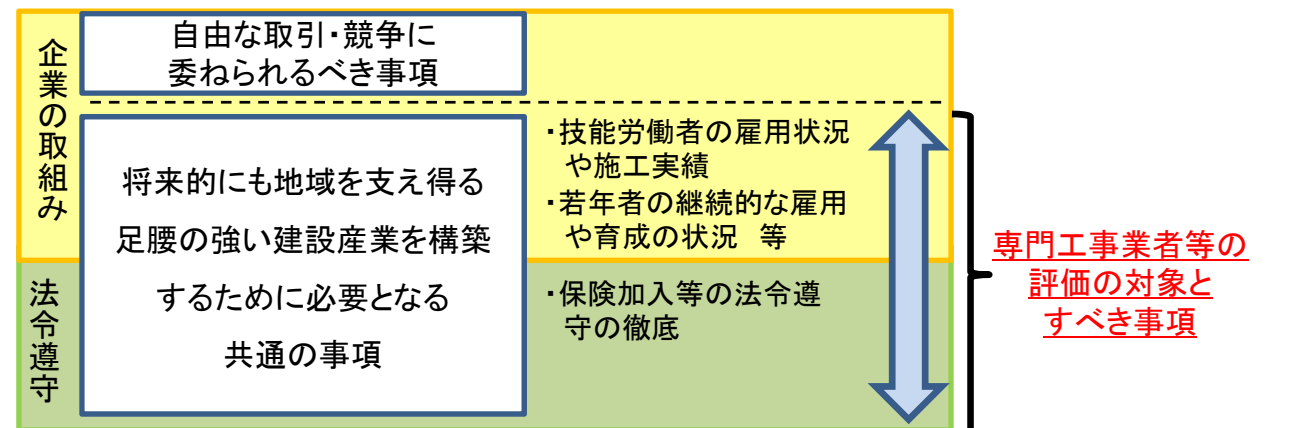
現場で動く制度とするためには簡素な仕組みとすることが必要であることを踏まえ、

・専門工事業者等の経営状況を含めた全ての状況(例:経営事項審査の全ての項目)を対象とするのではなく、技能労働者等の確保・育成や将来にわたる工事の品質確保に資する項目に着目して評価項目を設定すべきではないか。既存の企業評価制度に設けられているこれらに資する評価項目も参考としてはどうか。

・元下間の契約関係において自由な取引・競争に委ねられるべき事項は評価の対象とはしないこととすべきではないか。その際、市場原理に委ねていては将来的な建設産業の発展が図りがたい部分の是正との視点に照らし、公共工事の発注の際に用いる仕組みとして、「人を大切にする」部分の評価に加えて、「施工力」部分の評価は、どのように整理すべきか。

・雇用状況として評価される技能労働者等としては、まずは工事の品質に大きな影響を持つ主任技術者と登録基幹技能者を対象としてはどうか。また、若年層の継続的な雇用・育成の状況や社会保険の加入状況なども評価の対象としてはどうか。

評価項目のイメージ



※「建設産業の再生と発展のための方策2012」より抜粋

※「建設産業の再生と発展のための方策2012」
で例示された項目

- ①登録基幹技能者の雇用状況
- ②登録基幹技能者のこれまでの施工実績
- ③若年層の継続的な雇用や育成の状況
- ④社会保険の加入等状況

(参考)『技能労働者の技能の「見える化」WG』に
おいて検討予定の見える化の対象とすべき情
報の項目(案)

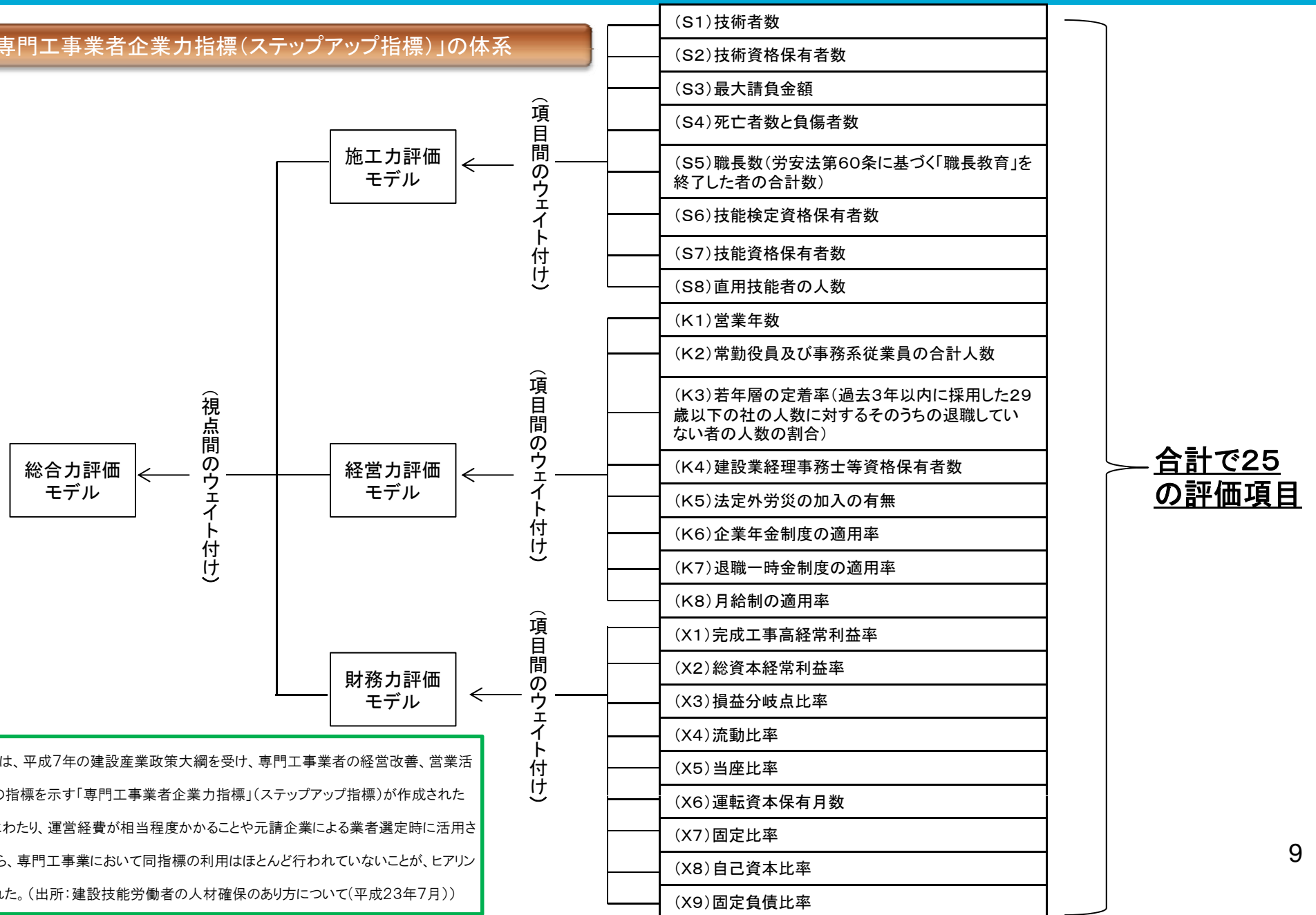
- ①技能労働者の資格
- ②技能労働者の工事履歴
- ③技能労働者の受講研修
- ④技能労働者の保険加入状況 等

【参考】 経営事項審査の審査項目(技術力、その他審査項目)

項目区分		審査項目	内 訳
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別)	
		技術職員数(許可業種別)	
その他審査項目 (社会性等)	W	労働福祉の状況	・雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無(減点評価) ・建退共済加入の有無、・退職一時金制度導入の有無、・法定外労働災害補償制度加入の有無(加点評価)
		営業継続の状況	・営業年数、・民事再生法又は会社更生法の適用の有無
		防災活動への貢献の状況	・防災協定の締結の有無
		法令遵守の状況	・指示処分、営業停止処分の有無
		建設業の経理の状況	・監査の受審状況、・公認会計士等数
		研究開発の状況	・平均研究開発費の額
		建設機械の保有状況	・ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルの所有・リース台数
		国際標準化機構が定めた規格の取得の状況	・ISO9001又はISO14001の登録

○【参考】「評価対象項目」の検討に際しての視点

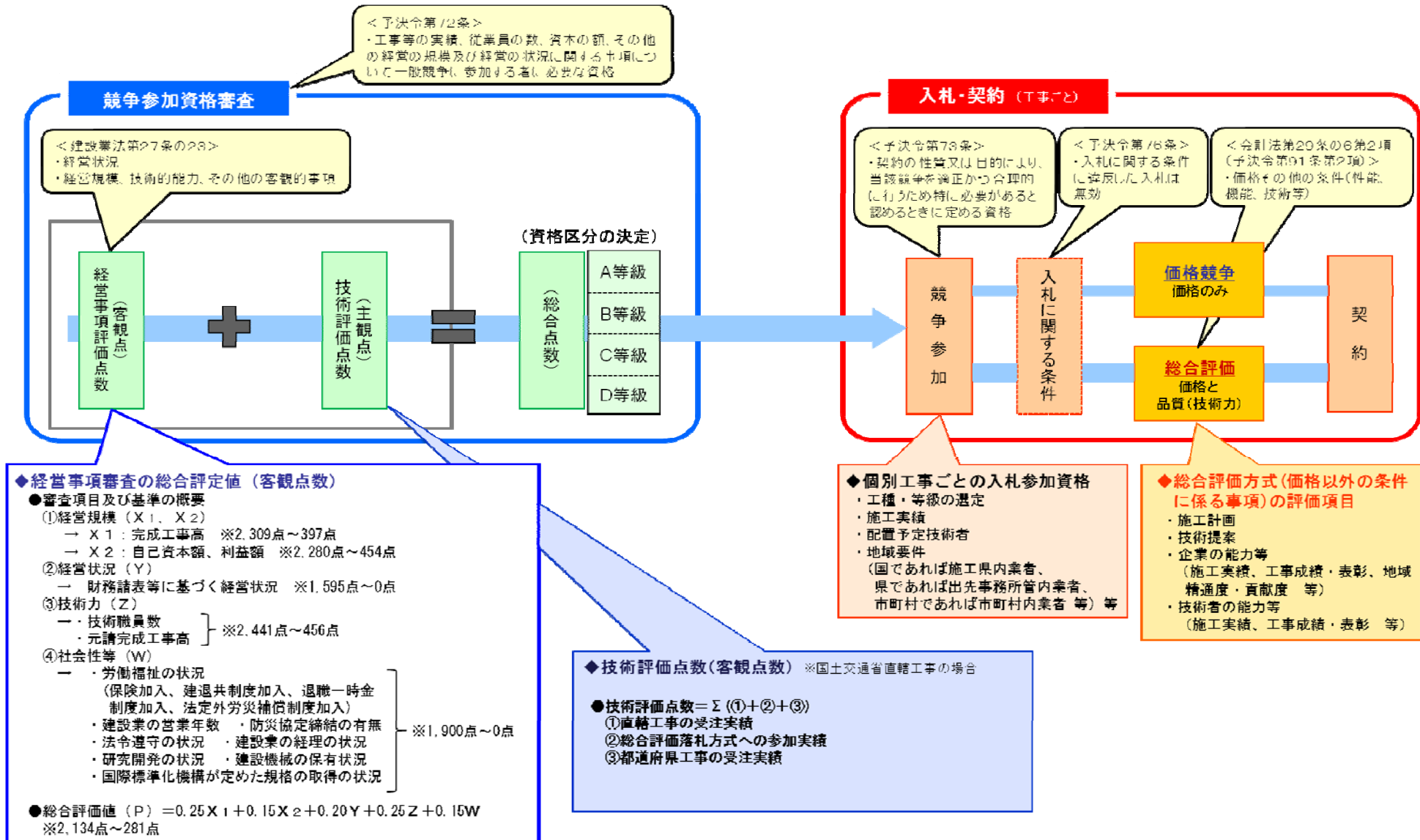
【参考】「専門工事業者企業力指標(ステップアップ指標)」の体系



建設業においては、平成7年の建設産業政策大綱を受け、専門工事業者の経営改善、営業活動、経営計画等の指標を示す「専門工事業者企業力指標」(ステップアップ指標)が作成されたが、項目が多岐にわたり、運営経費が相当程度かかることや元請企業による業者選定時に活用されていないことから、専門工事業において同指標の利用はほとんど行われていないことが、ヒアリングの結果確認された。(出所:建設技能労働者の人材確保のあり方について(平成23年7月))

○「評価の活用方策」の検討に際しての視点

・公共工事の発注者が元請企業の選定にあたり、人を大切にする施工力のある専門工事業者等を活用する元請企業を評価する仕組みとして、公共工事の発注プロセスのどの段階で評価することが考えられるか。



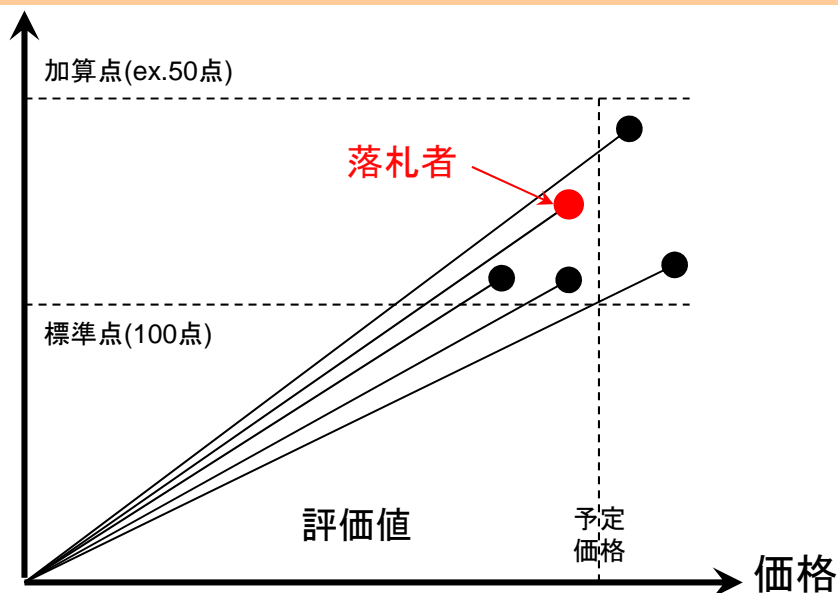
総合評価落札方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や資材会社における地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切に評価する「地元企業活用審査型総合評価方式」を試行。

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

(下図のように、「傾き」を示す。)



【地元企業活用審査型の技術評価項目】

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力

地域精通度・貢献度

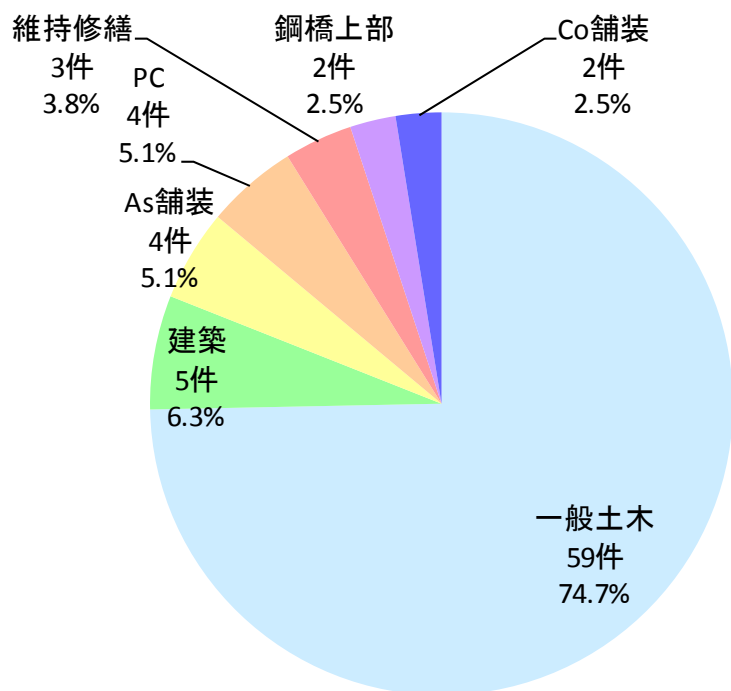
- 地域精通度(近隣地域での施工実績等)
- 地域貢献度(災害協定の締結・活動実績等)

地元調整が多く必要な工事における地元事情に精通している地元企業の下請業者等としての活用の度合い

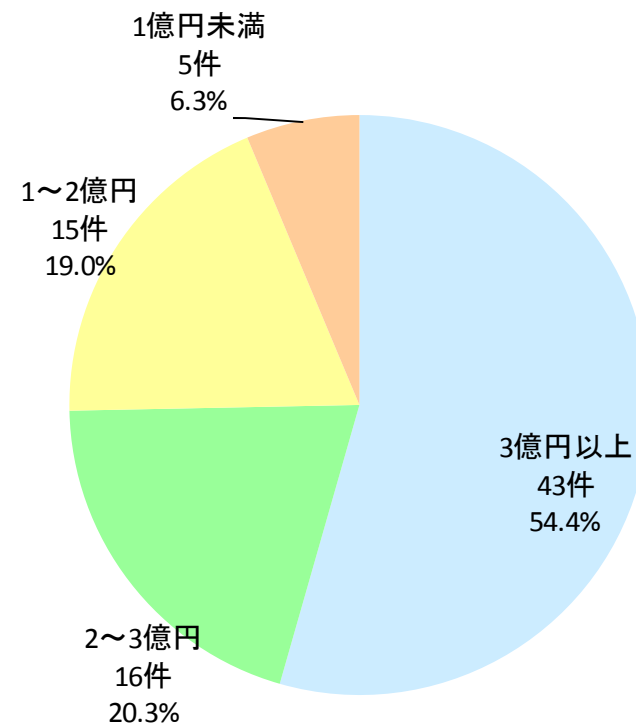
- ・下請企業の近隣地域での施工実績
- ・下請企業の社会的貢献に係る表彰
- ・地元(優良)資材会社の活用の度合い等

- 総合評価落札方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や資材会社における地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切に評価する「地元企業活用審査型総合評価方式」を平成21年度より実施。
- 発注状況を工種別に見ると、一般土木が約75%を占めている。また、金額帯別に見ると、3億円以上の工事が最も多く(54.4%)、比較的規模の大きい工事で適用されている。

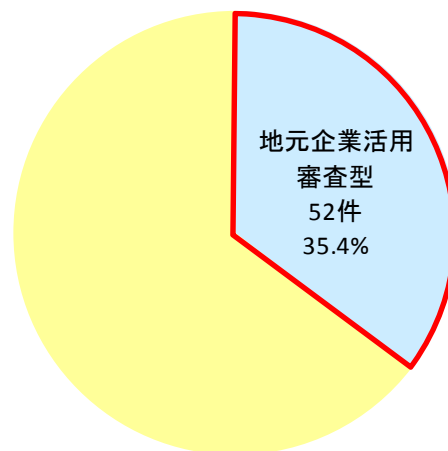
<工種別>



<金額帯別>



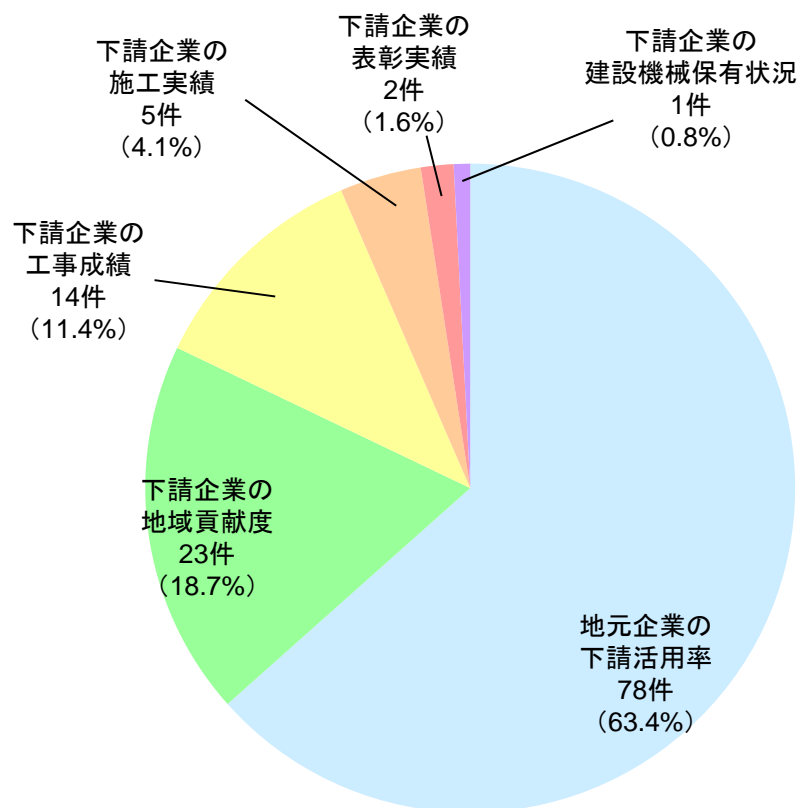
【参考】一般土木Bの発注に占める割合
※H21.4~H22.12までの契約件数(147件)



- ▶ 地元企業活用審査型総合評価落札方式において設定されている評価項目としては、**地元企業の下請活用率が最も多く(63.4%)**、次いで**下請企業の地域貢献度(18.7%)**が高くなっている。
- ▶ 配点割合については、**0～15%が約60%であり**、0～20%であれば75%を超える。

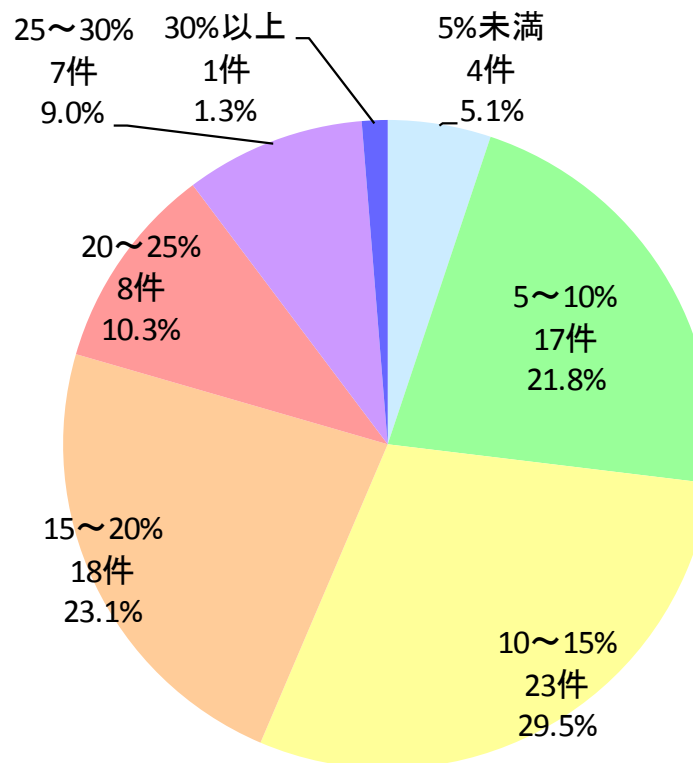
＜評価項目の種類＞

※79件の試行で、123の評価項目を設定



＜下請企業に関する評価の配点割合＞

※全体の加算点は35～70点



※平均は14.2%

【参考】(2)特定専門工事審査型総合評価方式の試行について

○専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事において、入札参加者に加えて、**入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者の技術力も評価**する総合評価方式

【対象工事】

・**法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事**(海上工事については、いずれかの工種に限る)のいずれかを含む専門工事(特定専門工事)が、工事全体に占める重要度が高い工事

【評価項目】

・評価項目は、**特定専門工事部分とそれ以外とに分けて設定**

➤技術評価点(加算点)の配点割合(イメージ)
(標準 I 型)

加算点(70点)		施工体制審査点 (30点)
技術提案 (50点)	施工能力等 (20点)	
特定専門工事に 係る技術提案	特定専門工事業者 ・施工実績 ・配置予定技術者 等	

加算点全体の50%未満

【配点割合】

・特定専門工事部分に係る加算点の割合は、施工体制評価点を除く**加算点全体の50%未満となる範囲**で、工事全体に占める特定専門工事部分の重要度に応じて適切に設定

【審査・評価方法の留意点】

・**特定専門工事部分についての技術提案を求める**
 ・原則として、入札参加者(元請)及び**特定専門工事業者双方の配置予定技術者よりヒアリングを実施**
 ※特定専門工事業者のヒアリングへの同席は、任意の協力によるものとする

【その他】

・特定専門工事業者の選定や特定専門工事部分の施工等について、**落札者(元請)の責任において行われるもの**
 ・やむを得ない場合を除き、特定専門工事業者の変更を認めるものではない
 ・**下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行対象**

【参考】(3)下請負人見積を踏まえた入札方式の試行について

目的 : 受注者から下請負人への適切な支払いを担保することで下請負人へのしわ寄せを防止

対象工事: 特定専門工事審査型総合評価落札方式を実施する工事

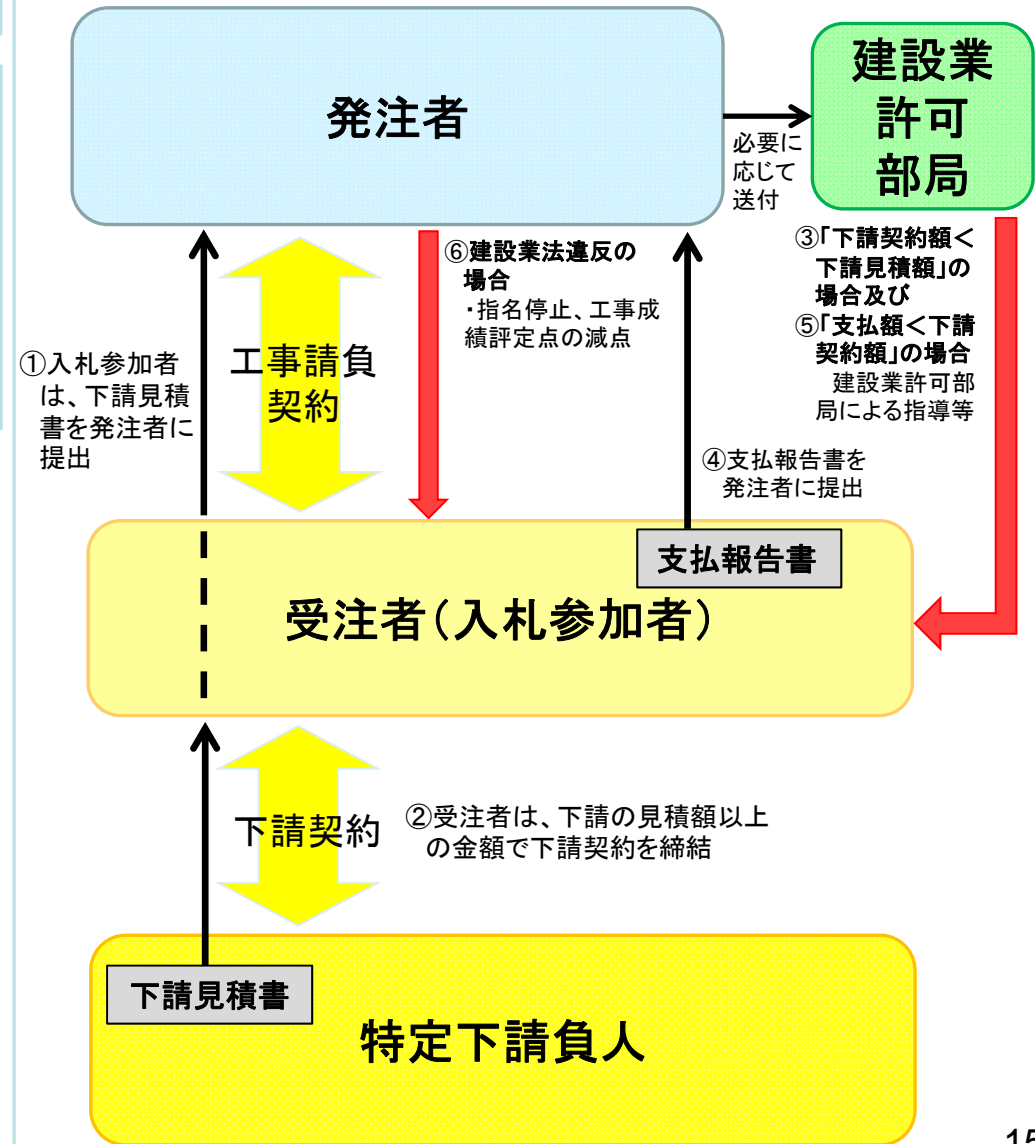
- 特定専門工事とは、法面処理工、杭基礎工、地盤改良工、海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る。)のいずれかを含む専門工事が工事全体に占める重要度の高い工事

試行概要:

- ① 入札参加者は、特定下請負人※から提出された見積書を入札時に発注者へ提出(入札条件)
- ② 受注者は、特定下請負人から提出された見積書の見積額以上の金額で下請契約を締結(工事請負契約書で義務付け)
- ③ 下請の見積額を下回る下請契約を締結した場合には、建設業許可部局による指導等
- ④ 受注者は、特定下請負人に対する支払いに関する報告書を発注者に提出(工事請負契約書で義務付け)
- ⑤ 下請契約額を下回る支払いを行った場合には、建設業許可部局による指導等
- ⑥ 建設業法違反の場合、発注者による指名停止及び工事成績評定点の減点

注: ③下請の見積もりを下回る下請契約を締結した場合及び⑤下請契約額を下回る支払いを行った場合には、発注者は受注者に対し、理由書の提出を求めた上で、建設業許可部局へ送付する。

スキーム:



※ 特定専門工事を行う下請負人